

公立病院改革プランの概要

団 体 名	荒 尾 市 (病 院 事 業)						
プ ラ ン の 名 称	荒尾市民病院中期経営改革						
策 定 日	平成 20 年 12月 1日						
対 象 期 間	平成 21年度 ~ 平成 25年度						
病院の現状	病 院 名	荒尾市民病院					
	所 在 地	熊本県荒尾市荒尾2600番地					
	病 床 数	274床(一般270床、感染4床)					
	診 療 科 目	内科、小児科、呼吸器科、消化器科、循環器科、腎臓内科、神経内科、放射線科、外科、整形外科、脳神経外科、産婦人科、泌尿器科、皮膚科、眼科、リハビリテーション科、形成外科、麻酔科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付		<ul style="list-style-type: none"> ●急性期医療(短期入院型医療、がん・高度医療 ほか) ●救急医療(1.5~2.5次救急機能の確保→新型救命救急センターの開設 ほか) ●地域医療(地域完結型医療の実践→地域医療支援病院の指定 ほか) ●予防医療・生活習慣病(特定健診の充実、公衆衛生活動の推進 ほか) ●高齢者医療(疾患特性からみた院内連携型医療 など) ●感染症(政策医療としての感染症対策:新型インフルエンザ等) 					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付		<p>病院事業における不採算要因を十分分析する中、地方財政計画計上単価、地方交付税の算定基準、類似団体における基準などを参考にしながら、一般会計との負担区分のルール化をH21年度分から施行予定。具体的には、採算性(原価計算による部門別の収支状況を基に判断)、当該部門の特性、地域における役割や必要性 等々を総合的に検証した結果、「救急医療」、「高度医療(ICU等)」、「小児医療」等に重点化した対象範囲を定めた。また、併せて病院特例債に係る元利償還金についても、繰入措置とした。</p> <p>* 詳細については、別紙参照</p>					
経営効率化に係る計画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	経常収支比率	78.1	92.3	96.8	100.7	101.3	103.2
	職員給与費比率	70.2	65.3	62.1	59.1	59.5	58.6
	病床利用率	66.2	74.8	78.5	81.4	81.4	81.4
	材料費率	22.8	21.5	21.3	21.0	20.8	20.5
上記目標数値設定の考え方		<ul style="list-style-type: none"> ○経営の健全性(収支均衡)→「経常収支比率」 ○構造的赤字要因(職員の高齢化、人件費高騰)の是正→「職員給与比率」 ○事業運営の効率化、高密度の看護体制(7対1)による収益性の確保→「病床利用率」(経常黒字化の目標年度:22年度) ○医業運営の効率化(簡易SPD、ジェネリック推進等)→「材料費率」 					

				団体名 (病院名)	荒尾市 (荒尾市民病院)		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
平均在院日数		17.7	17.2	17.0	17.0	17.0	16.0
紹介率(平均)		45.4	55.0	55.0	56.0	56.0	58.0
逆紹介率(平均)		54.9	65.0	65.0	66.0	66.0	68.0
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期	民間的経営手法の導入	<ul style="list-style-type: none"> ●民間出身職員の採用と官民交流の推進 ●民間委託の活用(給食、医事請求、SPD等、薬品消化払いシステムの導入ほか) ●能率給制度の実施(人事考課を前提とした能率給の導入検討) ●管理会計の導入(原価計算を使った経営分析・評価とBSCによる戦略的経営の実践を目指す など) 				
		事業規模・形態の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ●病床規模の適正化(現行274床の維持と、救急用病室、差額室の増床など医療環境及び療養環境の充実) ●効率的な病棟再編成(救急関連病棟の強化、ICU加算算定のための当該看護単位の独立など) 				
		経費削減・抑制対策	<ul style="list-style-type: none"> ●職員数の適正化(医療の質や経済効果を見極めながらの人材投入と全体としてのスリム化) ●給与の適正化(給与カットの継続、特勤手当の一部廃止、手当の国準拠 など) ●IT化の推進(電子カルテ、オーダリングシステム更新等)による病院事務業務の省力化など) ●DPCに対応した薬剤、診療材料の仕入れ(ジェネリック採用15%が目標 など) ●光熱水費等の削減(電気空調切り替え、ESCO事業の導入など) ●不能欠損の縮小(未収金徴収体制の強化:夜間・休日の医療費預かり金徴収等) 				
		収入増加・確保対策	<ul style="list-style-type: none"> ●医師の確保(市行政と一体となった営業活動の展開と民間業者の活用、医師修学資金貸与制度 など) *H20.9月現在、2名の常勤医師を確保済み(H21.4~) ●医師の過重労働対策(専任の事務補助員の採用、チーム医療の推進による負担軽減) ●看護師の増員(7対1の維持とICU加算取得のため)と技師職の確保(収益に連動した人員の確保) ●人材育成(収入に直結する資格・免許取得への支援) ●DPC算定(包括医療への転換) ●病床利用率のアップ(病床管理委員会の設置、病診連携の推進など) ●広報活動(病院情報・活動の周知、地域啓発活動への積極的な取り組みなど) ●各種施設基準の取得(ICU加算、地域医療支援病院加算 など) 				
		その他	<ul style="list-style-type: none"> ・病院特例債の発行による一時借入金の圧縮 ・IT化推進による業務効率化と外来患者待ち時間短縮 ・想定外の高額支出金(勸奨退職金等)への資金対応(一定額を超える額への基準外繰り入れなど) 				
各年度の収支計画		別紙1のとおり					
その他の特記事項	病床利用率の状況	17年度	85.40%	18年度	72.50%	19年度	72.20%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	<p>現状に至るまでに約100床を減床し、病床規模の抜本的な見直しを図っている。今後は病床利用率の状況を見ながら実態に応じた病床規模の適正化を図っていききたい。</p> <p><見直し内容> 379床→377床(亜急性病床開設:H18.4)→343床(療養病棟廃止:H18.12)→324床(7対1看護体制による病棟再編:H19.2)→274床(療養環境の改善:H19.10)</p>					

団体名
(病院名)

荒尾市
(荒尾市民病院)

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	荒尾市民病院(荒尾市)、公立玉名中央病院(玉名市)、和水町立病院(和水町)	
	都道府県医療計画等における今後の方向性	各医療圏ごとに、医療法規定の「4疾病、5事業」に係る基幹病院を指定し、医療計画に明記する予定。すでに、H19年度までに有明医療圏において次の指定あり。 ・地域がん診療連携拠点病院: 荒尾市民病院 ・脳卒中急性期拠点病院: 荒尾市民病院 ・災害拠点病院: 公立玉名中央病院 など	
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 平成23年度までに結論を出す	<内容> 有明二次医療圏内の公立病院の状況および第5次熊本県保健医療計画の方向性を踏まえ、平成23年度までに再編・統合の結論を取りまとめる。 具体的には、各々の医療機能・特性等を比較検討し、医療圏単位に拘らない枠組みを考え、その中で指導的役割を果たしていきたい。 ○有明地域緩和医療ネットワーク(荒尾市、玉名郡市、大牟田市) ○がん診療連携拠点病院ネットワーク(熊大病院、荒尾市民病院)
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所に	地方公営企業法一部適用(財務規定のみ) <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人	
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所に 討中の場合は複数可)	地方公営企業法全部適用	
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 平成21年4月1日施行	<内容> あるべき経営形態として、次の点を担保できる経営形態として、「地方公営企業法の全部適用」を採用する。 ①地域医療における公共性と経済性の両立 ②良質な医療の安定供給のための経営基盤の確立 ③経営の効率化と経営責任の明確化 ④全員参加経営のための意識改革 また、全適制度のメリットを有効活用する旨次の改革策をとることで職員の意識改革を図り、自立的かつ効率的な経営を実践していく。 ●人事給与システムの構築(採用事務の迅速化、人事考課制度の導入等、女性医師確保のための労働環境改善、研修制度の見直し等) ●給与カットの継続(病院単独)
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制(委員会等を設置する場合その概要)	プラン計画については、市議会に諮るとともに、ホームページや市広報誌を通じて公表する。評価に当たっては市総務課所管の委員会に諮問し、第三者による評価を踏まえたものとする。公表や諮問に当たっては住民や諮問機関が理解しやすいように、類似した他の公立病院等における状況などを併せて示すとともに、委員会の審議状況等についても積極的に報道機関に公開していきたい。また、本プランの2年間の状況(経営目標の達成具合など)を検証し、平成22年度の経常黒字が達成されない場合には、独立行政法人、指定管理者、民間移譲等の経営形態移行について検討する。	
	点検・評価の時期(毎年〇月頃等)	毎年度の決算終了後の適当な時期を予定したい	
	その他特記事項	◎収支計画については、平成22年度黒字転換し、以後黒字基調で推移 ◎資金計画については、平成25年度に健全化基準対象外(資金不足比率が20%未満)となり、平成27年度に不良債務額が解消予定 ◎単年度資金収支については、計画期間において収支均衡の維持が常に保たれている ◎今後の収益の確保又は費用の削減について、計画を達成できない場合は、更なる費用の削減、繰入金の増額等により、別紙1の「単年度資金不足額」の水準(累積ベースの資金不足(別紙1の(H)の額)解消後(H27年度以降)は、新たな単年度資金不足を発生させないこと)の達成を図ることとする。	

繰出ルール一覧

項目		地方公営 企業法	総務省通知(H20.6.6 総財公第95号)繰出基準		算定基礎		
収益的 支	医業 収益	他会計負担金	1 救急医療	第17条の2 第1項第2号	第7-10	救急病院等を定める省令第2条の規定により告示された救急病院における医師等の待機及び空床の確保等救急医療の確保に必要な経費に相当する額	医師等の待機に要する経費(宿日直、超過勤務等含む人件費、救急外来関係委託料) + 空床の確保に要する経費(実際に使用した際の収入見込) + その他経費(光熱水費・燃料費の救急外来使用相当分)
	医業 外	他会計補助金	1 研究研修費 経営研修費	第17条の2 第1項第2号	第7-14(2)(3)	医師及び看護師等の研究研修、病院事業の経営研修に要する経費の2分の1	(研究研修費) × 1/2
			2 追加費用 負担経費	第17条の2 第1項第2号	第7-14(6)	当該年度の4月1日現在の職員数が地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の施行の日における職員数に比して著しく増加している病院事業会計に係る共済追加費用の負担額の一部	{ (正職員数) - (S38職員数) } × (追加費用基準額)
			3 基礎年金 負担経費	第17条の2 第1項第2号	第13-2	病院事業の職員の基礎年金拠出金に係る公的負担額(前々年度における経常収支の不足額を限度)	(4月1日現在の正職員数) × (基礎年金基準額)
			4 児童手当	第17条の2 第1項第1号	第13-3	0歳以上3歳未満の児童を対象とする給付に要する額の10分の3 3歳以上小学校6学年修了までの児童を対象とする児童手当法附則第7条及び附則第8条以上に規定する特例給付に要する額	児童手当額 (0~3歳までの児童手当については3/10)
			5 公立病院特例 債等償還経費 (利息)	第17条の2 第1項第2号	第7-14(7)⑤	公立病院特例債に係る利子支払額	企業債償還利息(公立病院特例債)
	収益 支	他会計負担金	1 建設改良 (利息)	第17条の2 第1項第2号	第7-1	建設改良費及び企業債元利償還金のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額	企業債償還利息 × 1/2 (平成14年度以前着手事業分については2/3)
			2 高度医療	第17条の2 第1項第2号	第7-12	高度な医療の実施に要する経費のうち、これに収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額	(ICU医師・看護師人件費) + (高度医療機器保守料) - (ICU収入)
			3 小児医療	第17条の2 第1項第2号	第7-7	小児医療の実施に要する経費のうち、これに収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額	(小児科医師人件費) + (小児科担当看護師人件費) - (小児科収益額)
			4 院内保育所の 運営	第17条の2 第1項第2号	第7-9	病院保育所の運営に要する経費のうち、これに収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額	<整備検討中>
	特別 利益	他会計繰入金	1 基準外退職者 増による経費	第17条の2 第1項第2号	基準外	財政再建計画において、一般会計から繰り入れることを認められた額	基準外退職者増による負担経費 (退職手当額) - (2億円)
			2 公立病院特例 債等償還経費 (元金)	第17条の2 第1項第2号	基準外	公立病院特例債に係る元金支払額	企業債償還元金(公立病院特例債) 2億円/年 × 7年
			3 資金収支等不 足分解消	第17条の2 第1項第2号	基準外	対改革プランとの比較による資金収支不足額	対改革プラン資金収支不足分
	資本的 収支	他会計出資金	1 建設改良 (利息)	第17条の2 第1項第2号	第7-1	建設改良費及び企業債元利償還金のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額	企業債償還元金 × 1/2 (平成14年度以前着手事業分については2/3)
			2 建設改良費	第17条の2 第1項第2号	第7-1	建設改良費及び企業債元利償還金のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額	(建設改良費) - (企業債および国庫補助金) × 1/2

(別紙1)

団体名
(病院名)

荒尾市(荒尾市民病院)

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

区分		年度									
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	特例債償還 最終年度 27年度
収 入	1. 医業収益 a	4,480	4,116	4,377	4,589	4,757	4,766	4,867	4,908	5,023	5,023
	(1) 料 金 収 入	4,334	3,911	4,067	4,279	4,447	4,456	4,557	4,598	4,713	4,713
	(2) そ の 他	146	205	310	310	310	310	310	310	310	310
	うち他会計負担金	61	95	180	180	180	180	180	180	180	180
	2. 医業外収益	179	192	204	252	252	252	252	252	252	252
	(1) 他会計負担金・補助金	154	176	191	231	231	231	231	231	231	231
	(2) 国(県)補助金	7	3	3	7	7	7	7	7	7	7
	(3) そ の 他	18	13	10	14	14	14	14	14	14	14
経常収益(A)	4,659	4,308	4,581	4,841	5,009	5,018	5,119	5,160	5,275	5,275	
支 出	1. 医業費用 b	5,135	4,898	4,773	4,815	4,790	4,776	4,784	4,769	4,807	4,807
	(1) 職員給与費 c	3,044	2,890	2,858	2,849	2,813	2,834	2,853	2,843	2,856	2,859
	(2) 材 料 費	1,111	938	941	975	999	989	998	994	1,011	1,011
	(3) 経 費	784	876	791	770	763	757	753	738	751	748
	(4) 減価償却費	186	184	168	206	200	181	165	179	179	179
	(5) そ の 他	10	10	15	15	15	15	15	15	10	10
	2. 医業外費用	172	620	190	186	184	179	174	167	167	167
	(1) 支払利息	82	105	90	80	77	75	72	69	69	69
(2) そ の 他	90	515	100	106	107	104	102	98	98	98	
経常費用(B)	5,307	5,518	4,963	5,001	4,974	4,955	4,958	4,936	4,974	4,974	
経常損益(A)-(B)(C)	▲ 648	▲ 1,210	▲ 382	▲ 160	35	63	161	224	301	301	
特 別 損 益	1. 特別利益(D)	0	5	1	313	261	261	261	261	425	361
	2. 特別損失(E)	20	46	31	30	25	25	25	25	25	25
	特別損益(D)-(E)(F)	▲ 20	▲ 41	▲ 30	283	236	236	236	236	400	336
純 損 益 (C)+(F)	▲ 668	▲ 1,251	▲ 412	123	271	299	397	460	701	637	
累 積 欠 損 金 (G)	2,853	4,104	4,516	4,393	4,122	3,823	3,426	2,966	2,265	1,628	
不 良 債 務	流動資産(ア)	1,463	881	942	900	970	960	967	960	960	950
	流動負債(イ)	2,758	2,991	2,100	2,051	2,044	2,031	1,975	1,825	1,321	876
	うち一時借入金	1,850	2,250	1,150	1,160	1,110	1,060	960	860	360	0
	翌年度繰越財源(ウ)										
	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額(エ)										
	差引不良債務(オ) [(イ)-(エ)]-[(ア)-(ウ)]	1,295	2,110	1,158	1,151	1,074	1,071	1,008	865	361	▲ 74
単年度資金不足額(*)	630	815	448	▲ 7	▲ 77	▲ 3	▲ 63	▲ 143	▲ 504	▲ 435	
経常収支比率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	87.8	78.1	92.3	96.8	100.7	101.3	103.2	104.5	106.1	106.1	
不良債務比率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	28.9	51.3	26.5	25.1	22.6	22.5	20.7	17.6	7.2	-1.5	
医業収支比率 $\frac{a}{b} \times 100$	87.2	84.0	91.7	95.3	99.3	99.8	101.7	102.9	104.5	104.5	
職員給与費対医業収益比率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	67.9	70.2	65.3	62.1	59.1	59.5	58.6	57.9	56.9	56.9	
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額(H)	1,727	2,542	2,942	2,687	2,362	2,111	1,800	1,409	657	▲ 26	
資金不足比率 $\frac{(H)}{a} \times 100$	38.5	61.8	67.2	58.6	49.7	44.3	37.0	28.7	13.1	▲ 1	
病 床 利 用 率	72.5	66.2	74.8	78.5	81.4	81.4	81.4	81.4	84.0	84.0	

団体名 (病院名)	荒尾市(荒尾市民病院)
--------------	-------------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年度		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	特例債償還 最終年度 27年度	
収入	1. 企業債	472	21	450	130	50	50	100	200	50	50	
	2. 他会計出資金											
	3. 他会計負担金	135	79	79	79	79	79	79	79	79	79	
	4. 他会計借入金			300								
	5. 他会計補助金											
	6. 国(県)補助金											
	7. その他		32	1,400							5	
	収入計 (a)	607	132	2,229	209	129	129	179	279	134	129	
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)											
	前年度許可債で当年度借入分 (c)											
純計(a)-{(b)+(c)} (A)	607	132	2,229	209	129	129	179	279	134	129		
支出	1. 建設改良費	76	60	502	130	60	50	117	210	60	60	
	2. 企業債償還金	264	258	231	201	263	256	261	265	250	250	
	3. 他会計長期借入金返還金						100	100	100			
	4. その他	432		300	200	200	200	200	200	200	200	
	支出計 (B)	772	318	1,033	531	523	606	678	775	510	510	
差引不足額 (B)-(A) (C)	165	186	▲ 1,196	322	394	477	499	496	376	381		
補てん財源	1. 損益勘定留保資金											
	2. 利益剰余金処分量											
	3. 繰越工事資金											
	4. その他											
計 (D)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
補てん財源不足額 (C)-(D) (E)	165	186	▲ 1,196	322	394	477	499	496	376	381		
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)												
実質財源不足額 (E)-(F)	165	186	▲ 1,196	322	394	477	499	496	376	381		

- 複数の病院を有する事業にあつては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
収益的収支	()	()	()	(312,000)	(260,000)	(260,000)	(260,000)	(260,000)	(360,000)	(360,000)
	215,000	271,232	371,000	611,000	611,000	611,000	611,000	611,000	711,000	711,000
資本的収支	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	135,000	78,768	79,000	79,000	79,000	79,000	79,000	79,000	79,000	79,000
合計	()	()	()	(312,000)	(260,000)	(260,000)	(260,000)	(260,000)	(360,000)	(360,000)
	350,000	350,000	450,000	690,000	690,000	690,000	690,000	690,000	790,000	790,000

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。